

愛媛マンダリンパイレーツ公式戦
海賊見参!!

愛媛マンダリンパイレーツ
VS
徳島インディゴソックス

いきなスポレク公園野球場 12:00 開場
7月10日(日) 14:00 試合開始

前売り入場券(800円)発売中!! ※高校生以下は無料



●バス運行時間(往路)

弓削港⇒佐島港⇒スポレク			立石港⇒生名港⇒スポレク			岩城港⇒北広場⇒スポレク		
弓削港	佐島港	スポレク	立石港	生名港	スポレク	岩城港	北広場	スポレク
1 11:40	11:50	12:00	1 11:45	11:50	12:00	1 11:40	11:50	12:00
2 12:20	12:30	12:40	2 12:25	12:30	12:40	2 12:20	12:30	12:40
3 13:00	13:10	13:20	3 13:05	13:10	13:20	3 13:00	13:10	13:20

●バス運行時間(復路)

17:00頃を予定(試合終了後から希望者がいなくなるまで)

●いきなスポレク公園にて開催する「愛媛マンダリンパイレーツ」対「徳島インディゴソックス」戦の前売り入場券(800円)を以下の場所で販売しています。※高校生以下は無料です。

●当日は、岩城港および弓削港、立石港から無料送迎バスを運行します。※魚島地区の方については、弓削⇄魚島間の船舶代は回数券を支給いたします。皆さん、ぜひ球場まで愛媛マンダリンパイレーツの応援にお越しください。なお、来場の際は、新型コロナウィルス感染症対策として、マスク着用、入場時の検温・消毒等にご協力をお願いします。

◆販売場所

各総合支所・上島町教育委員会・せとうち交流館・潮湯・いきなスポレク公園事務所・立石港務所・各地区商工会等

【お問い合わせ】

上島町観光戦略課 ☎75-2500

愛媛FC ホームゲーム マッチタウン上島町について

7月31日(日) 18:00 キックオフ

愛媛FC VS Y.S.C.C.横浜 (松山市 ニンギニアスタジアム)

●この試合はマッチタウン上島町、1年に1度の「上島町の日」です!

この試合に限り、上島町にご在住の方は、B自由席が、高校生以下無料(通常前売り700円)、一般の方1000円(通常前売り2100円)と、お得な価格でお求めいただけます。お得なチケット販売期間は7/17(日)10:00~7/30(土)23:59まで。当日は試合会場まで貸し切りバスも運行予定です。この機会に愛媛FCを応援しましょう!

※お得なチケット入手方法については下記URL(QRコード)をご参照ください。

<https://ehimefc.com/ticket/mcmtticket.html>



【お問い合わせ】

上島町観光戦略課 ☎75-2500

第72回
社会を明るく
する運動あなたのまなざしで
再出発を見守る社会へ

■“社会を明るくする運動”とは?

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で72回目を迎えます。

■地域のチカラが犯罪や非行を防ぐ

犯罪や非行をなくすためには、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることも大切なことです。今年も港で街頭キャンペーンを行いますので、ご協力をお願いいたします。

7月は「社会を明るくする運動」強調月間・再発防止啓発月間です。

上島町保護司会

上島町の未来のために「空き家」をつなごう!

上島町では、上島町に住み続けていただく「定住促進」のため、上島町を好きになり住んでみたい方への「移住促進」のため、空き家バンク制度を実施しています。現在、上島町に住み続けたい、住んでみたいといった方から、多くの空き家紹介のご希望をいただいておりますが、空き家バン

クへの登録物件が少なく、ご希望にお応えできない状況が続いています。上島町を未来へつなげていくために、そして大切な空き家をつなげていくために、空き家バンクへの登録を、ぜひご検討ください。

空き家バンク ミニコラム 13

相続土地の国庫帰属制度について

令和3年に行われた、所有者不明土地の解消に向けた国の制度変更では、『広報かみじま』4月号の本コラムで触れた「相続登記の申請義務化」のほかに、**相続した土地を手放すための制度**が創設されました(※)。これは、相続などにより所有権を取得した土地を手放して、国庫に帰属させることができる制度となっており、令和5年4月27日から施行される予定です。

相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人であれば申請できます。ただ、通常の管理や処分をするために過大な費用や労力のかかる土地については対象外となります。例えば、建物や工作物、車両などのある土地は、認められません。また、申請時に審査手数料が必要になるだけでなく、**10年分の土地管理相当額の負担金**を納付する必要があります。負担金の具体的な金額や算定方法は、これから定められる予定です。

相続した土地をどう処分するのかという問題に、国庫への帰属も選択肢のひとつとして加わるようになりますが、移住・定住促進、町の活性化に向けて上島町の土地を有効活用するため、「上島町空き家・空き地情報バンク」への掲載をご検討いただきますようお願いいたします。

※…「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の成立による。

空き家・移住定住ワンストップ窓口

弓削総合支所2階 相談専用ダイヤル ☎77-2501